

第 3 次浜松市環境基本計画の策定について（素案）

1 趣旨・目的

浜松市環境基本条例第 9 条に基づく「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として策定している浜松市環境基本計画について、現行の第 2 次計画（計画期間：2015（平成 27）～2024（令和 6）年度・2020（令和 2）年度改定）が終期を迎えることから、2025（令和 7）年度を始期とする第 3 次計画（以下、「計画」という。）を策定する。

2 計画策定にあたっての考え方

- ・近年の環境課題や社会情勢のほか、国の第 6 次環境基本計画の内容、現行計画の評価と課題等を考慮する。
- ・市の最上位計画である浜松市総合計画や、関連する分野の個別計画等と内容の整合を図る。

3 計画（素案）の概要

（1）計画期間

2025 年度から 2034 年度（10 年間）

（2）2045 年の理想の姿（環境の将来像）

近年の社会情勢の変化や現行計画の評価と課題等を踏まえ、現行計画の策定時（2015 年度）に掲げた 2045 年の理想の姿（環境の将来像）を「脱炭素と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち」に刷新する。

（3）10 年後の目標

2045 年の理想の姿（環境の将来像）の実現に向けて、計画において達成を目指す 10 年後の目標を掲げる。

- ①市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する
- ②市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する

（4）4 つの基本政策と共通政策

10 年後の目標を達成するための基本政策・共通政策を定め、施策を推進する。

- 基本政策 1 生活環境の保全
- 基本政策 2 循環型社会の形成
- 基本政策 3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現
- 基本政策 4 自然環境との共生
- 共通政策 政策を支える基盤づくり

4 今後のスケジュール

- 令和 6 年 11 月 15 日から 12 月 16 日 素案の公表及び意見募集
- 令和 7 年 2 月 意見の内容及び市の考え方の公表
- 令和 7 年 4 月 計画の施行

1. 環境基本計画とは／社会情勢の変化

環境基本計画とは

浜松市環境基本条例第9条に基づき策定する計画です。第2次浜松市環境基本計画（以下、第2次計画）の期間満了に伴い、2025～2034年度を期間とする新たな計画を策定します。

社会情勢の変化

気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染等の環境問題は深刻化しており、世界的な課題となっています。国においても、第6次環境基本計画を策定し、こうした課題への対応方針を示すなど、社会情勢は大きく変化しています。

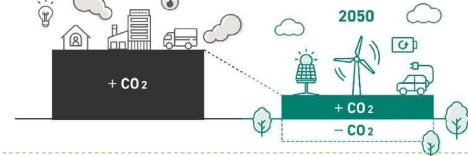
環境収容力

- ✓ 地球上で生存するための超えてはならない限界値を設定した概念「プラネタリー・パウンダリー」に注目
- ✓ 地球の資源や調整能力を超えた活動により、不可逆的な変化等が生じることを示唆



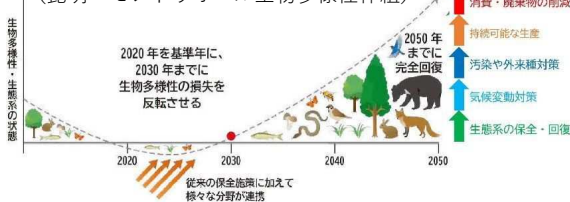
気候変動

- ✓ 2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロに（カーボンニュートラル宣言）
- ✓ 2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力を追求（グラスゴー気候合意）



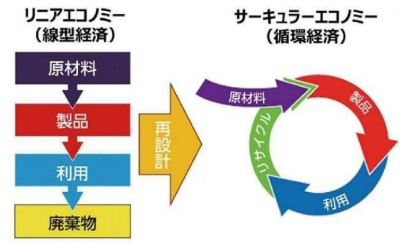
自然共生

- ✓ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる「ネイチャーポジティブ」の考え方が提示（昆明・モントリオール生物多様性枠組）



循環経済

- ✓ 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を推進
- ✓ 線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する循環経済「サーキュラー・エコノミー」への移行を推進



図出展 | 環境省HP、生物多様性はままつ戦略2024

2. 第2次浜松市環境基本計画の評価と課題

- 第2次計画では、5つの基本方針に基づく施策を展開してきました。その評価と課題は次のとおりです。

基本方針	主な取組・評価	課題
①健康で安全な生活環境を保全する都市	➢ 事業場への立入検査、市内大気・公共用水域の常時監視の実施により環境基準の達成を維持 ➢ 解体工事現場への立入検査実施によりアスベスト飛散防止を強化 ➢ PCB保管事業者への指導により適正処理を促進 ➢ 流域対策、面源負荷対策等の実施により佐鳴湖の水質改善を推進	➢ 水質改善だけでなく、水辺環境保全への市民ニーズの変化 ➢ PCB特別措置法に定める処理期限後の低濃度PCB廃棄物の発生
②資源を有効に活用する循環型都市	➢ ごみ減量・資源化施策や家庭ごみ有料化制度に関する説明会の実施等により排出量が減少 ➢ 産業廃棄物の多量排出事業者に対する適正処理指導により発生抑制・再使用・再生利用を促進 ➢ 海洋プラスチックごみをテーマとした環境劇の実施により意識啓発を推進	➢ 市民や事業者のごみ減量・資源化に関する意識向上や行動変容の一層の促進 ➢ 不法投棄防止撲滅に向けた継続的な対策の実施 ➢ プラスチックごみ問題に関する意識啓発の継続、自主的な清掃活動を促進するための環境整備
③気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	➢ 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく施策の実施により温室効果ガス削減（基準年度比 20.4%削減） ➢ 太陽光発電の導入推進により導入量は全市区町村トップを維持（※経済産業省公表データ）	➢ カーボンニュートラルに取り組む中小企業向け支援策の推進 ➢ 市民への継続的な啓発活動を通じた脱炭素を意識したライフスタイルへの転換の促進
④多様な環境と人々の暮らしが共存する都市	➢ 「浜松市生きもののパートナーシップ協定」に基づく市民等協働での環境保全活動、クリハラリス防除対策等により生物多様性の保全を推進 ➢ イベントでの天竜材（FSC認証材）の普及啓発により認知度向上やブランド化を推進 ➢ 土地所有者の高齢者化等により地域制緑地の維持は困難化	➢ 絶滅危惧種の生息・生育場所の保全、特定外来生物に対する一層の防除対策の推進 ➢ 天竜材のブランド化を推進するため、メディアやデジタルツール等のリーチ手法の検討が必要 ➢ 地域制緑地の指定に向けた地域特性に応じた保全方法の検討、地域住民との緑地保全活動の実施等を通じた意識醸成の推進
⑤環境活動を実践する人が育つ都市	➢ 環境学習指導者を養成し、幼保・小中学校等の学習会に派遣することにより、環境教育を推進 ➢ 環境学習イベントの開催等により市民等の環境問題に対する意識啓発を推進	➢ 環境学習会・イベントの開催等を通じた市民等の環境問題に対する意識啓発の継続 ➢ 環境学習指導者の活動場所の提供、指導者同士の連携の促進

3. 環境の将来像

- 現行計画の策定時（2015年度）に、浜松市総合計画を踏まえて将来（2045年）の理想の姿＝環境の将来像を掲げました。
- 本計画では、社会情勢の変化や現行計画の評価・課題等を踏まえ、環境の将来像を刷新しつつ、今後10年間で取り組む施策を定めます。

第2次浜松市環境基本計画（2015～2024年度）

第3次浜松市環境基本計画（2025～2034年度）

（仮）第4次浜松市環境基本計画（2035～2044年度）

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、
豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

近年、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの環境問題は深刻化し、世界的な課題となっており、その対応が急務となっています。一方で、人々の生活や社会経済活動は持続していくことから、こうした課題への対応と避けられない状況の変化への適応を両立させていく必要があります。

これらを踏まえ、市民や事業者が脱炭素型の日常生活や経済活動に転換するとともに、限りある資源を持続可能な状態で利活用する意識が定着し、実践することが重要です。こうした一人ひとりの取組により、豊かで快適なくらしの維持や、持続的な経済活動の発展を続けながら、本市が有する山・海・川・湖などの豊かな自然や多様な生物が保全され、共生するまちを目指します。

4. 将来像を実現するための取組の方向性

- 2045年の理想の姿（環境の将来像）の実現に向けて、本計画において達成を目指す「10年後の目標」を掲げます。
- また、この目標を達成するための取組の方向性や基本政策・共通政策を定め、施策を推進します。

将来（2045年）の理想の姿【環境の将来像】

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

10年後の目標

- ① 市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する
- ② 市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する

取組の方向性

- 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図ります。
- 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図ります。

4つの基本政策と共通政策

- 1 生活環境の保全
- 2 循環型社会の形成
- 3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現
- 4 自然環境との共生

共通 政策を支える基盤づくり

5. これからの環境施策

- 10年後の目標を達成するための4つの基本政策と共通政策に位置付ける主要な施策・指標を次のとおり定めます。
- 市環境部を中心とした関係課による取組により、施策を推進します。

	政策名	主要施策	指標
基本政策	①生活環境の保全	➢ 大気汚染対策 ➢ 騒音・振動・悪臭対策 ➢ 水環境の保全対策	■ 大気環境基準4項目（SO₂、NO₂、CO、SPM）環境基準値達成割合 ■ アスベスト届出（レベル1・2）立入実施率 ■ 一般環境騒音環境基準値達成割合 ■ 公害未然防止調査実施率 ■ 公共用水域の環境基準達成率 ■ 地下水の環境基準達成率
	②循環型社会の形成	➢ 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 ➢ 産業廃棄物の適正処理の推進	■ 資源化率 ■ ごみ総排出量 ■ 一人一日あたりの家庭系ごみの排出量 ■ 生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投棄件数
	③カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	➢ 温室効果ガスの排出削減	■ 市域からの温室効果ガス排出量 ■ 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量
	④自然環境との共生	➢ 生物多様性の保全 ➢ 森林・農地・緑地の保全	■ 保護地域及び自然共生サイトの面積 ■ 環境保全活動に参加した市民の割合 ■ FSC森林認証面積 ■ 多面的機能支払交付金の面積カバー率
共通政策	政策を支える基盤づくり	➢ 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 ➢ 適正な環境配慮の取り組み	■ 環境学習会に参加した市民の割合 ■ 環境学習指導者養成講座修了者数

第3次浜松市環境基本計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第3次浜松市環境基本計画計画(案)」とは

浜松市環境基本計画は、市の環境政策の方向性を示すため、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）第9条の規定に基づく「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めています。第2次環境基本計画（計画期間：2015～2024年度・2020年度改定）が計画期間を終えることから、社会情勢の変化等を踏まえ、2025年度を始期とした新たな計画を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月15日（金）～令和6年12月16日（月）

3. 案の公表先

環境政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	環境政策課（浜松市鴨江分庁舎4階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目1-10 環境政策課あて
③電子メール	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3606-4345（環境政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

環境部環境政策課（TEL：053-453-6146）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●第3次浜松市環境基本計画（案）

策定の背景	．．．	P	2
第1章 基本的事項	．．．	P	5
第2章 第2次計画策定後の社会情勢の変化	．．．	P	7
第3章 第2次環境基本計画の評価と課題	．．．	P	11
第4章 これからの環境施策の方針	．．．	P	18
第5章 計画の推進及び進捗管理	．．．	P	37

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第 3 次浜松市環境基本計画（案）
趣旨・目的	第 2 次浜松市環境基本計画の期間（2015～2024 年度）満了に伴い、浜松市環境基本条例（平成 10 年浜松市条例第 49 号）第 9 条に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として 2025 年度を始期とする新たな計画を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・第 2 次浜松市環境基本計画の策定から 10 年が経過し、気候変動、生物多様性の損失、海洋汚染などの環境問題は深刻化しています。 ・2021 年 地球温暖化対策計画（国）が策定されました。 ・2023 年 生物多様性国家戦略が策定されました。 ・2024 年 第 6 次環境基本計画（国）が策定されました。 ・2024 年 第 5 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	今後、重点的に取り組む施策の方向性を定めるにあたり、近年の環境課題や社会情勢のほか、第 6 次環境基本計画（国）の内容、第 2 次浜松市環境計画において掲げた基本方針に対する評価と課題を考慮しました。
案のポイント （見直し事項など）	<u>○将来の理想の姿（環境の将来像）</u> 2045 年の理想の姿（＝環境の将来像）を次のとおり掲げます。 「脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち」 <u>○10 年後の目標</u> 環境の将来像を実現するため、次の 2 つを 10 年後の目標に掲げます。 ①市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する ②市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する <u>○これからの環境施策の方針</u> 10 年後の目標を達成するため、4 つの基本政策と共通政策を掲げ、施策を推進します。 基本政策 1 生活環境の保全 基本政策 2 循環型社会の形成 基本政策 3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現 基本政策 4 自然環境との共生 共通政策 政策を支える基盤づくり

関係法令・ 上位計画など	<u>○関係法令</u> 環境基本法 <u>○上位計画など</u> 浜松市総合計画（基本構想、基本計画）
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	案の公表、意見募集 令和 6 年 11 月 15 日（金） 意見募集の終了 令和 6 年 12 月 16 日（月） 市の考え方の公表 令和 7 年 2 月 計画施行 令和 7 年 4 月

第3次

浜松市環境基本計画（案）

令和6年11月

浜松市

目 次

策定の背景・環境の将来像	．．． 2P
第 1 章 基本的事項	．．． 5P
第 1 節 浜松市環境基本計画とは	
第 2 節 計画の位置づけ	
第 3 節 計画の対象地域	
第 4 節 計画の期間	
第 2 章 第 2 次環境基本計画策定後の社会情勢の変化	．．． 7P
第 3 章 第 2 次環境基本計画の評価と課題	．．． 11P
基本方針 1 健康で安全な生活環境を保全する都市	
基本方針 2 資源を有効に活用する循環型都市	
基本方針 3 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	
基本方針 4 多様な環境と人々のくらしが共存する都市	
基本方針 5 環境活動を実践する人が育つ都市	
第 4 章 これからの環境施策の方針	．．． 18P
施策の体系	
基本政策 1 生活環境の保全	
基本政策 2 循環型社会の形成	
基本政策 3 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現	
基本政策 4 自然環境との共生	
共通政策 政策を支える基盤づくり	
第 5 章 計画の推進及び進捗管理	．．． 37P
第 1 節 各主体に求められる役割	
第 2 節 計画の推進体制と進捗管理	

◆ 策定の背景・環境の将来像 ◆

策定の背景

本市は、2005 年 7 月の市町村合併により、市域の拡大とともに、多様な自然環境、歴史風土、文化を持つ都市となりました。本市が有する豊かな森林、天竜川、浜名湖などの水辺環境、多様な動植物などの自然環境を保全するとともに、様々な環境問題に対応するため、2008 年 3 月に合併後はじめて、環境の保全に向け具体的な方向性を示す第 1 次浜松市環境基本計画を策定しました。

2015 年 3 月には、国における第 4 次環境基本計画の策定や各種関係法令の制定など、持続可能な社会の実現に向けた国の動向等を踏まえ、この後継計画となる第 2 次浜松市環境基本計画を策定しました。また、2020 年には、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定、海洋ごみ問題等を踏まえて計画を改定し、環境施策を推進してきました。

しかし、第 2 次浜松市環境基本計画の改定以降も、依然として気候変動、生物多様性※の損失、海洋汚染などの問題は深刻化の一途を辿っていることから、国では 2024 年に第 6 次環境基本計画を策定し環境危機への対応方針を示すなど、社会情勢は大きく変化しています。こうした社会情勢等の変化等を踏まえ、第 3 次浜松市環境基本計画を策定することとしました。

《図表 1 環境基本計画関連年表（2019 年以降）》

年	月	種別	内容
2019（平成 31・令和元）	4	国	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行
	10	国	食品ロスの削減の推進に関する法律施行
	12	国際	新型コロナウイルス感染症の流行
2020（令和 2）	4	市	第 2 次浜松市環境基本計画【改定版】（2020～2024 年度）策定
	7	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律改正
	8	市	浜松市の気温が観測史上日本一タイ（41.1℃）を記録
2021（令和 3）	3	市	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
	3	市	浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
	10	国	地球温暖化対策計画改定
	11	国際	国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）・グラスゴー気候合意
2022（令和 4）	2	国際	ロシアによるウクライナ侵攻開始
	4	国	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
	4	国	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法改正
	4	市	浜松市一般廃棄物処理基本計画【改定版】（2022～2028 年度）策定
	12	国際	生物多様性条約締約国会議（COP15）／昆明・モントリオール
2023（令和 5）	3	国	生物多様性国家戦略（2023～2030）策定
2024（令和 6）	3	市	浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
	3	市	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定
	4	市	生物多様性はままつ戦略 2024（2024～2033 年度）策定
	5	国	第 6 次環境基本計画策定
	8	国	第 5 次循環型社会形成推進基本計画策定
2025（令和 7） 予定	4	市	浜松市総合計画基本計画（2025～2034 年度）策定
	4	市	第 3 次浜松市環境基本計画（2025～2034 年度）策定

環境の将来像

本市が目指す 2045 年の理想の姿＝環境の将来像を次のとおり掲げます。本計画は、環境の将来像の実現に向けて、今後 10 年間で取り組む施策を定めます。

将来（2045 年）の理想の姿【環境の将来像】

**脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、
豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち**

近年、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染などの環境問題は深刻化し、世界的な課題となっており、その対応が急務となっています。一方で、人々の生活や社会経済活動は永続していくことから、こうした課題への対応と避けられない状況の変化への適応を両立させていく必要があります。

これらを踏まえ、市民や事業者が脱炭素型の日常生活や経済活動に転換するとともに、限りある資源を持続可能な状態で利活用する意識が定着し、実践することが重要です。こうした一人ひとりの取組により、豊かで快適なくらしの維持や、持続的な経済活動の発展を続けながら、本市が有する山・海・川・湖などの豊かな自然や多様な生物が保全され、共生するまちを目指します。

（仮）第 4 次環境基本計画（2035～2044 年度）

第 3 次環境基本計画（2025～2034 年度）

第 2 次環境基本計画（2015～2024 年度）

- ※ 生物多様性：地球上に存在する多様な生物とそれらの関わりを示す概念
- ※ 循環型社会：廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

第1章

◆ 基本的事項 ◆

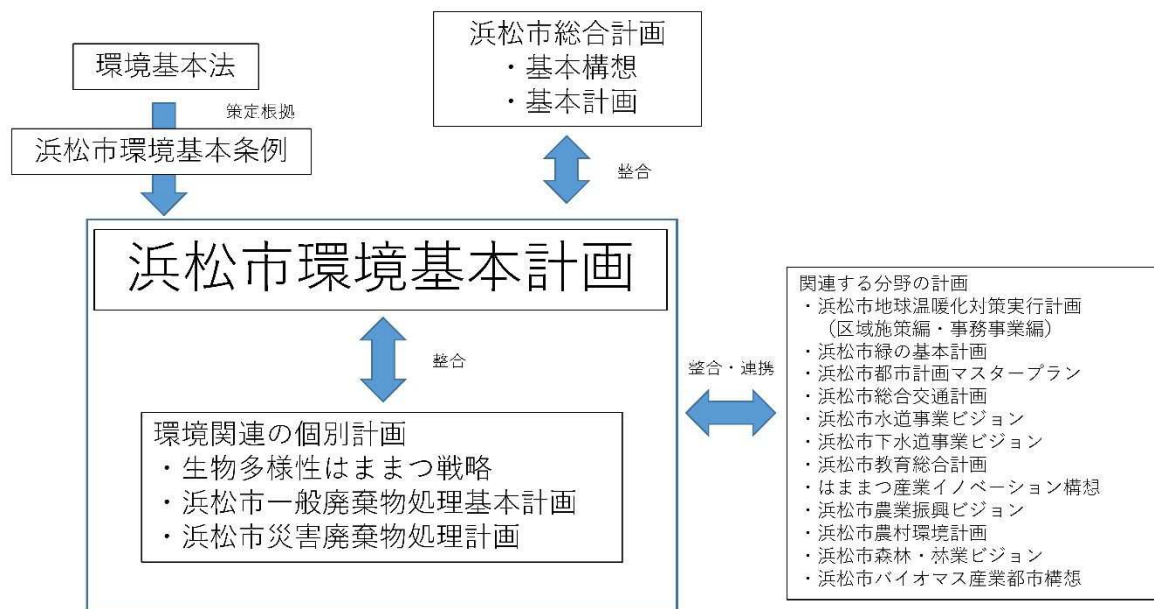
《第1節》 浜松市環境基本計画とは

浜松市環境基本計画は、「浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）」第9条の規定に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として定めています。

《第2節》 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画や、本市における行政の基本指針である浜松市総合計画をはじめ、環境の保全及び創造に関連する各分野の計画等と整合・連携を図っています。

《図表2 第3次浜松市環境基本計画の位置づけ》



本計画を下記の計画として位置づけます
 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画
 ・浜松市音・かおり・光環境創造条例第6条に基づく生活環境創造計画

《第3節》 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

《第4節》 計画の期間

本計画の期間は、浜松市総合計画基本計画との整合を図り、2025年度から2034年度の10年間とし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

第2章

◆ 第2次環境基本計画策定後の社会情勢の変化 ◆

地球の環境収容力／環境・経済・社会の状況

地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）と SDGs

- ✓ 国の第6次環境基本計画の冒頭では、「現代社会は、実に50年以上前から先人たちが警鐘を鳴らしていた環境の危機にある」とされています。2023年に行われたG7広島首脳コミュニケでは、気候変動・生物多様性の損失・汚染を3つの世界的危機と位置付け、危機を克服するための取組を推進していくことを確認しています。
- ✓ 現在の環境・経済・社会の状況は、地球の環境収容力*を超えたものであり持続可能でなく、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の取組を掲げ、転換を図っています。
- ✓ 近年、プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）という概念が注目されています。人類が地球上で持続的に生存していくために超えてはならない定量的な限界値（臨界点／ティッピング・ポイント）を設定したもので、地球が持つ資源や調整能力を超えて活動することにより、ある領域を境に地球環境に急激な変化や不可逆的な変化が生じることが示唆されています。大気中の二酸化炭素濃度、成層圏オゾン濃度や森林面積など、9つの項目が示されています。

1.5℃目標と46%目標／気候変動

気候変動の現状

- ✓ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年に公表した第6次報告書では、「気候変動が人間活動の影響であることは明白」、「気候変動により、大気圏・海洋・雪氷圏、生物圏に広範かつ急速な変化が生じたことが観測された」と表現されました。
- ✓ 世界気象機関や気象庁の報告によると、2023年も世界各地で様々な気象災害が見られました。また、世界気象機関は、2023年はエルニーニョ現象と気候変動が重なり、6～12月の全てで月間の最高平均気温を更新し、2023年が観測史上最も暑かった年であることを発表しました。

カーボンニュートラルと数値目標

- ✓ 2020年、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。ニュートラル（中立）とは、温室効果ガスの排出をゼロにすることは現実的に難しいため、排出せざるを得ない分については同量を吸収、または除去することで、差し引きゼロを目指すことを意味します。
- ✓ 2015年のパリ協定において示された1.5℃目標を達成するためには、2030年頃までの10年間に実施する取組が決定的に重要だと言われています（勝負の10年）。2021年に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）では、2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力を

第2章 第2次環境基本計画策定後の社会情勢の変化

追求していくことが改めて合意されました。また、すべての国は、2022 年に 2030 年までの排出目標を再検討し、削減を強化することに合意しました（グラスゴー気候合意）。

- ✓ 国は、2021 年の気候サミットにおいて、2030 年度の温室効果ガス削減目標について、2013 年度比 46%とし、さらに 50%の高みを目指すことを表明しました。

《浜松市における取り組み》

- ☞ 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、脱炭素経営・イノベーションや脱炭素型ライフスタイルへの転換などを推進しています。
- ☞ 浜松市域“RE100”を提唱し、2050 年までに浜松市内の再生可能エネルギー発電量≧浜松市内の総電力使用量とすることを目指しています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）／自然共生

- ✓ 2022 年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約締約国会議（COP15）では、2010 年に採択された愛知目標の後継となる、生物多様性の新しい世界的な枠組である昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、国は、これに対応した新たな戦略として生物多様性国家戦略 2023-2030 を策定しました。
- ✓ 昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050 年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた 2030 年目標として「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、ネイチャーポジティブの考え方が示されました。
- ✓ ネイチャーポジティブの実現に向けた取組目標として、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保存することを目指す「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられました。

《浜松市における取り組み》

- ☞ 国が目指す 2050 年目標や 2030 年目標を踏まえ、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる取り組みを進めています。
- ☞ 多様な生物のすみかの保全と回復を図るため、特定外来生物※（クリハラリス、ヌートリア等）による影響を周知するとともに、防除を実施しています。
- ☞ 環境保全活動主体の連携を強化するため、市民活動団体や事業者のパートナーシップ活動の拡大を支援しています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）／資源循環

- ✓ 国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される「循環型社会」の形成を目指すとしています。
- ✓ 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高めるためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、循環型の社会経済システムに変えていくことが必要であり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）※への移行を推進することが示されました。
- ✓ 循環経済への移行を進めることで循環型社会を形成する取り組みは、気候変動・生物多様性損失・汚染といった問題の対策につながり、それら相互の連携が重要となります。

《浜松市における取り組み》

- ☞ 廃棄物の減量を進めるため、民間事業者との連携による資源ごみの回収・リサイクル推進や、家庭ごみの減量目標である「GO！みんなで404 チャレンジ」の普及啓発などの取組を進めています。
- ☞ 適正な廃棄物処理を行うため、天竜清掃工場の建設・稼働など、計画的に施設更新を進めています。

-
- ※ 環境収容力：ある環境下において、持続的に維持できる生物の最大個体数、または生物群集の大きさ
 - ※ 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から国が法律で指定した生物
 - ※ 循環経済（サーキュラーエコノミー）：市場のライフサイクル全体で、資源の効率的な循環や、資源の有効活用を最大化する社会経済システム

第3章

◆ 第2次環境基本計画の評価と課題 ◆

評価と課題

第2次環境基本計画では、5つの基本方針に基づき施策を展開してきました。その評価と課題を次のとおり示します。

基本方針 1 健康で安全な生活環境を保全する都市

■評価

- ☞ 事業場への立入検査を継続的に実施し、規制基準順守のための指導を行うとともに、市内における大気、公共用水域にて常時監視を実施することで、環境基準の達成、維持に努めました。
- ☞ アスベストの飛散防止強化のため、労働基準監督署などと連携して、解体工事現場への立入検査を実施したほか、PCB(Poly Chlorinated Biphenyl:ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の保管事業者に対して、法に規定された処理期限の順守を促しました。
- ☞ 佐鳴湖の水質改善については、公共下水道への接続や合併浄化槽への設置替え促進といった流域対策、雨水浸透ますの設置やエコファーマー制度の認定・育成による環境にやさしい農業の普及などの面源負荷対策に加えて、市民団体も連携して活動に取り組みました。
- ☞ 水質汚濁の指標である佐鳴湖のCOD(Chemical Oxygen Demand:化学的酸素要求量)は2023年度実績において2024年度目標値を達成している状況です。

■課題

- ☞ 佐鳴湖の水質改善については一定の成果を得られましたが、市民のニーズは水質環境の改善に留まらず、公園の利活用へと多様化しているため、今後は水辺環境の保全についても検討していく必要があります。また、佐鳴湖に限らず、広く公共用水域の水質監視を実施することで、健康で安全な生活環境の保全に寄与していきます。
- ☞ 低濃度PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により処理期限が定められている一方、現在使用中の低濃度PCBを含んだ製品については、使用を規制する法律がないことから、処理期限の経過後に新たな低濃度PCB廃棄物が発生することが危惧されます。

基本方針に対する指標

指標項目	基準値 (2013年度)	実績値 (2023年度)	【参考】目標値 (2024年度)
佐鳴湖のCOD(化学的酸素要求量) ※5か年移動平均値	7.6mg/L	6.9mg/L	8mg/L以下

基本方針 2

資源を有効に活用する循環型都市

■評価

- ☞ 計画期間内を通して、ごみ減量や資源化に関する各種事業を行ってきました。2020年度以降は、一般廃棄物の排出量が減少しましたが、要因の一つには新型コロナウイルス感染症の拡大により社会経済活動が停滞し、市民の消費行動や生活様式に大きな変化が生じたことが挙げられます。また、2022年度には、家庭ごみ有料化制度の検討に合わせた市民説明会等を行ったことでごみ減量への関心が高まり、市民の意識が向上したことも要因の一つだと考えられます。その他、物価高騰等に伴う消費行動の停滞もあり、指標については2023年度実績において2024年度目標値を達成している状況です。しかしながら、今後の社会経済情勢の推移によっては一般廃棄物排出量が増加に転じる可能性もあるため、引き続きごみ減量・資源化の取組を進める必要があります。
- ☞ 産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく産業廃棄物処理計画の策定とその推進について指導し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進しました。また、産業廃棄物の適正処理に係る啓発活動を行い、不法投棄の未然防止に努めました。
- ☞ 2020年には市内で初めて、民間事業者による家畜ふん尿を原料とするバイオマス発電が導入されました。また、天竜区佐久間町において、地元NPOを中心とした協議会を設置し、官民連携による木質バイオマス資源利活用に向けた検討を行うとともに、市内の民間事業者が、生ごみを活用したバイオマス発電プロジェクトを進めています。
- ☞ ペットボトルごみ削減のため、市役所本庁舎、各区役所、各行政センターにウォーターサーバーを設置し、マイボトルの普及啓発を行いました。その他、プラスチックごみによる海洋汚染問題を知り、問題解決のための行動に結びつけてもらうため、市内の劇団に海洋プラスチックごみをテーマとした演目の作成を依頼し、市内の小学校において上演しました。

■課題

- ☞ 2023年度に行った家庭ごみ有料化に関連した条例改正では、有料化の実施時期を定めていないため、今後、ごみ減量目標の達成状況や社会経済情勢を総合的に判断し、実施時期を検討します。引き続き、市民や事業者のごみ減量・資源化に関する意識の向上や行動変容を促進するための各種施策に取り組む必要があります。
- ☞ 廃棄物の不法投棄については、生活環境に支障が出るような大規模な事案は激減しているものの、撲滅には至っていません。
- ☞ バイオマスの利活用には、近年の物価高騰、円安などによる設備費及び工事費の上昇やバイオマス資源の安定調達など、様々な課題があることから、関係機関、団体、企業などと調整を図りつつ、検討を継続する必要があります。

- ☞ プラスチックごみによる海洋汚染問題については、引き続き啓発に努めるとともに、引き続き自主的な海岸清掃活動を促すための環境整備に取り組んでいく必要があります。

基本方針に対する指標

指標項目	基準値 (2013 年度)	実績値 (2023 年度)	【参考】目標値 (2024 年度)
1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量 ※本市人口により 1 日当たりの一般廃棄物排出量を算出	897.7 g	770.5g (127.2g 削減)	851g (45.0g 削減)

基本方針 3

気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市

■評価

- ☞ 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、再生可能エネルギー等の導入、省エネルギーの推進などに取り組んだ結果、2021 年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年度（2013 年度）比で 20.4%減少しました。
- ☞ 国内有数の日照時間に恵まれた地域特性を生かし、太陽光発電の導入を積極的に推進した結果、太陽光発電の導入量は 620,655kW と、継続して全国市区町村の中でトップを維持しています（経済産業省公表データ 2024 年 3 月末時点）。
- ☞ 2022 年度の市内の総電力使用量に占める再生可能エネルギーによる発電量は 18.2%となりました。
- ☞ 引き続き、経済成長と温室効果ガス削減の両立を目指し、市民・事業者・市が一体となって、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入などの施策を効果的に行っていくことが求められます。

■課題

- ☞ 現状では、市内でカーボンニュートラルに取り組む中小企業がまだ少ないため、脱炭素化をバックアップする施策を推進する必要があります。具体的には、中小企業向けの補助金制度の拡充、技術支援、情報提供などを通じて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、脱炭素経営への移行を後押しすることが求められます。
- ☞ また、更なる温室効果ガス削減には、市民への継続的な啓発活動が重要です。広報活動やワークショップなどを通じて市民の理解を深め、エネルギー効率の高い家電製品の使用、公共交通機関の利用促進、食品ロスの削減など、日常生活のあらゆる面で脱炭素を意識したライフスタイルへの転換を進める必要があります。

基本方針に対する指標

指標項目	基準値 (2013 年度)	実績値 ^{※1} (2021 年度)	【参考】目標値 ^{※2} (2024 年度)
市域の温室効果ガス排出量の削減目標	5,743.6 千 t-CO ₂	4,574.1 千 t-CO ₂ (20.4%削減)	2013 年度比 19%削減
			2013 年度比 35.9%削減

※1 | 速報値：2023 年 12 月に公表された 2021 年度の統計資料（暫定値）を使用し算定

※2 | 上段：第 2 次浜松市環境基本計画改定版における目標値／下段：新目標値（2024 年度～）

国の施策変更に伴う浜松市地球温暖化対策実行計画の改定により、計画期間中に目標値を上方修正

基本方針 4

多様な環境と人々のくらしが共存する都市

■評価

- ☞ 環境保全団体、事業者、市の3者により、環境保全活動に取り組む制度「浜松市生きもののパートナーシップ協定」を締結するなど、協働による生物多様性保全に取り組みました。また、外来生物対策では、市民と協働してクリハラリスの防除に取り組んだ結果、生息数の削減と分布拡大を防止することができました。
- ☞ 天竜材（FSC 認証材）のブランド化においては、首都圏等でのイベントに参加することで認知度向上を図るとともに、普及啓発と価値向上に取り組みました。
- ☞ 緑地保全面積については、面積を増加するための地域制緑地の指定には私権を制限する制度も含まれることや、指定にあたって土地所有者を始めとした地域住民等の理解を得る必要があること、緑地所有者の高齢化や相続により指定の維持が困難になったことも要因となり、2023年度実績において2024年度目標値を達成していない状況です。

■課題

- ☞ 市内には絶滅が危惧されている生物が多数確認されており、その生息・生育場所の保全が必要です。また、ヌートリアなどの生態系に悪影響を及ぼす恐れのある特定外来生物が生息域を拡大させているため、更なる対策が必要です。
- ☞ 市内で環境保全活動を行っている市民活動団体の中には、メンバーの高齢化、人手・資金不足などの課題を抱え、活動が思うように行えていない団体があります。多様な主体による生物多様性保全を推進するため、市民活動団体に対する支援が必要です。
- ☞ 天竜材（FSC 認証材）のブランド化を推進するため、イベントだけではなくメディアやデジタル情報発信ツールの活用など、より多くの方にリーチする手法の検討が必要です。
- ☞ 地域制緑地の指定に向け、候補地の現況や土地の条件等を把握し、地域の特性に合った保全の方法を検討するとともに、指定候補地の地域住民とともに保全活動等を行うことで、市民の緑地保全意識の醸成を推進する必要があります。

基本方針に対する指標

指標項目	基準値 (2013 年度)	実績値 (2023 年度)	【参考】目標値※1
緑地保全面積 ※主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地の面積	1,373.62ha	1372.63ha	(2029 年度) 3,931ha
			(2030 年度) 1,977.66ha

※1 | 上段：第2次浜松市環境基本計画改定版における目標値／下段：新目標値（2021年度～）

浜松市緑の基本計画（2021～2030）の策定に伴い修正

基本方針 5 環境活動を実践する人が育つ都市

■評価

- ☞ 環境教育の担い手である環境学習指導者※を養成し、幼保・小学校等での移動環境教室など、市内で開催される環境学習会に派遣しました。環境学習会では、浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム「Eスイッチ※プログラム」を7分野28プログラム作成し、活用しました。
- ☞ 環境学習イベントの開催等により啓発を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間の前半に移動環境教室の受講者数が伸び悩みました。
- ☞ 指標とした環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合は、2023年度実績において2024年度目標値を達成していない状況です。
- ☞ 市民アンケートの結果については、環境に配慮した行動をしていない市民だけでなく、環境に配慮した行動が定着しており、自らの行動が環境に配慮していると気づいていない市民もいると想定されます。

■課題

- ☞ 環境に配慮した行動や活動を実践する市民の割合を増やすため、引き続き環境学習会、各種イベントを通じて環境負荷の軽減や環境保全の意識を育む必要があります。
- ☞ そのためには、新たな人材を発掘・育成し環境教育への参加者を増やすとともに、環境学習指導者の活動場所の提供や指導者同士の連携を促し、市内における環境教育を活性化させる必要があります。

基本方針に対する指標

指標項目	基準値 (2014年度)	実績値 (2023年度)	【参考】目標値 (2024年度)
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民アンケートによる、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合	55%	44%	67%

- ※ 環境学習指導者：環境に関する専門的な知識・経験・市民等の環境に対する理解と知識の向上を図る熱意を有し、環境学習会の企画・運営・指導を行う個人・法人・任意団体
- ※ Eスイッチ：“Enjoy Environmental Education for Eco-life”のそれぞれの頭文字「E」と、浜松市の自然環境や社会特性を生かした環境教育を通して、環境意識を高め、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルにスイッチ（転換）していこうとする考え方を併せた浜松市の環境教育の標語

第4章

◆ これからの環境施策の方針 ◆

施策の体系

本計画では、2045年の理想の姿＝環境の将来像を最終的な目標とし、10年後（2034年）の目標を次のとおり掲げ、施策を推進していきます。

2045年の理想の姿【環境の将来像】（再掲）

脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、
豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち

10年後の目標

- 1 市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組を推進し、環境負荷を低減する
- 2 市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動を浸透させ、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境を確保する

取組の方向性

- ☞ 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図ります。
- ☞ 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図ります。

4つの基本政策と共通政策

1

生活環境の保全

2

循環型社会の形成

3

カーボンニュートラル・
脱炭素社会の実現

4

自然環境との共生

共通

政策を支える基盤づくり

基本政策 1 生活環境の保全

環境法令に基づく事業者への立入検査により、規制基準の順守状況の調査・指導を実施します。また、市内全域の大気汚染、水質汚濁状況などを監視することで、環境基準の達成、維持を図り、快適で良好な生活環境を確保します。

主要施策 ① 大気汚染対策**(1) 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策**

重点 大気汚染防止法などに基づき、立入検査を実施するとともに、大気汚染の実態を把握するため、大気測定局での常時監視を実施し監視結果を公表します。

(2) アスベストの大気環境への排出防止

重点 解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく適正処理を周知・指導します。

(3) 自動車排出ガス対策

- ✓ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。
- ✓ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。
- ✓ 次世代自動車の導入や輸送の効率化、鉄道分野の省エネルギー化などを推進します。

主要施策 ② 騒音・振動・悪臭対策

(1) 騒音・振動の未然防止対策

重点 事業所の新築・増設などの開発前に公害未然防止調査を実施し、快適な生活環境を保全することの重要性を指導します。

(2) 騒音・振動の監視

重点 自動車騒音、一般環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

(3) 自動車騒音・振動対策の推進

- ✓ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車通行空間の整備を進めます。
- ✓ 良好な住環境を保全するため、道路舗装の修繕や街路樹の適切な維持により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。

(4) 航空機騒音対策の推進

- ✓ 浜松飛行場周辺の飛行機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進と防音工事の対象区域の見直しを図るよう求めます。

(5) 悪臭対策の推進

- ✓ 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。
- ✓ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。

(6) 音・かおり・光資源の保全

- ✓ 騒音、悪臭、光害対策に関する指導・啓発を実施します。特に、投光器、サーチライト等については、適正な使用方法を指導します。
- ✓ 市民の生活や文化に根付き親しまれている、音・かおり・光資源の保全に努めます。

主要施策 ③ 水環境の保全対策

(1) 工場・事業場における排水対策

重点 水質汚濁防止法などにに基づき、立入検査を実施するとともに、公共用水域の水質を把握するため、測定点での常時監視を実施し、監視結果を公表します。

(2) 地下水の水質調査と浄化対策の徹底

重点 地下水の状況を把握するため、定期的に水質調査を実施します。

(3) 川や湖を守る条例の運用

- ✓ 河川流域の自然環境の保全を推進するため、「浜松市川や湖を守る条例（平成 20 年浜松市条例第 49 号）」に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。
- ✓ 湖沼保全区域内の特定事業場からの排水水について、その汚染状態を定期的に測定するよう指導します。

(4) 生活用水の安定供給

- ✓ 水道原水の水質を監視し、水質に応じた管理をします。

(5) 生活排水による水環境への負荷低減

- ✓ 公共下水道事業計画区域について下水道整備を進めます。
- ✓ 公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。

(6) 水質保全対策とし尿処理体制の確立

- ✓ し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のために、年次計画に基づく維持管理を行います。
- ✓ し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図りながら、長寿命化計画に基づき、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。
- ✓ 予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。

第4章 これからの環境施策の方針

(7) 市民や各種団体との連携による水環境保全活動の推進

- ✓ 市民・市民活動団体・事業者と連携・協働して、河川・湖沼・海岸の清掃活動を推進します。

(8) 健全な水循環の保全と水源保全地域における適正な土地利用の確保

- ✓ 「静岡県水循環保全条例（令和4年静岡県条例第16号）」に基づき、水源保全地域内における土地取引や開発行為に関して、知事の求めに応じて、健全な水循環の保全の見地から意見を述べ、適正な土地利用を促します。
- ✓ 静岡県が策定する流域水循環計画に基づき、静岡県と連携して健全な水循環の保全に係る施策を推進します。

基本政策1に対する指標

指標項目	基準値	目標値
《主要施策①》 大気汚染対策	基準値・目標値は 今後設定	
大気環境基準4項目（SO ₂ 、NO ₂ 、CO、SPM）環境基準値達成割合		
アスベスト届出立入（レベル1、2）実施率		
《主要施策②》 騒音・振動・悪臭対策		
一般環境騒音環境基準値達成割合		
公害未然防止調査実施率		
《主要施策③》 水環境の保全対策		
公共用水域の環境基準達成率		
地下水の環境基準達成率		

基本政策 2 循環型社会の形成

生ごみの減量や資源物を排出しやすい環境整備を進め、一般廃棄物の減量とリサイクルを推進します。また、持続可能な循環型社会形成のための国家戦略である「サーキュラーエコノミー」への移行を、官民連携により推進します。安定的で効率的なごみ処理と資源化を行うための処理体制を確立します。産業廃棄物に関わる全ての事業者が法令等を順守し、産業廃棄物を適正に処理するよう関係機関などと連携しながら意識の醸成を図ります。

主要施策 ① 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

(1) ごみの減量と資源化の推進

重点 堆肥化容器の配布や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量とリサイクルを推進します。

重点 家庭ごみ有料化^{*}に関する「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例第 58 号。以下、この施策において「条例」という。）」の改正においては、有料化の実施時期を定めていないことから、今後毎年、ごみ減量目標の達成・定着状況や社会経済情勢を総合的に判断し、有料化実施時期を検討します。

- ✓ 紙類の分別促進や草木類の回収拠点の維持拡充を通じて、資源化の推進に努めます。
- ✓ 民間事業者との連携による資源物店頭回収やシェアリングサービス^{*}の促進、資源化実証事業の実施などを通じて、サーキュラーエコノミーへの移行を推進します。
- ✓ プラスチックの再生利用について、他の政令指定都市と連携し、情報収集と調査研究を行います。

(2) ごみに対する意識啓発

- ✓ ごみ排出ルールの実用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。
- ✓ 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、条例に基づいて指導を行います。
- ✓ 資源物等の持ち去りを防止するため、条例に基づき市職員によるパトロールを実施します。

第4章 これからの環境施策の方針

- ✓ 使い捨てプラスチック製品の利用抑制やプラスチックごみの適正処理、ポイ捨て防止を啓発し、プラスチックごみの発生抑制に取り組みます。
- ✓ 市民・市民活動団体・事業者等と協働して海岸等の清掃活動を推進するとともに、海洋プラスチックごみ問題の周知・啓発に努めます。

(3) 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備

- ✓ 個別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。
- ✓ 清掃工場における資源物や産業廃棄物・搬入不適物の混入防止のため監視・指導を行います。
- ✓ 将来にわたり安定したごみ処理と循環型社会の構築のため、西部清掃工場を更新します。
- ✓ 災害対応に関する計画やマニュアルの適宜見直し、訓練や研修の充実、関係機関・団体との意見交換等を通じて、災害時の体制整備を図ります。

- ※ 家庭ごみ有料化：家庭系ごみ（草木類、資源物、特定品目、連絡ごみを除く。）を排出する者から、当該家庭系ごみの処分に関する手数料を徴収する制度
- ※ シェアリングサービス：ICT 技術等を活用し、需要者と所有者間で遊休資産を共有し、有効活用するサービス

主要施策 ②

産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物の不法投棄防止対策

重点 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対する監視・指導により不法投棄を抑止し、市民の安全と安心を確保します。

重点 不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視を行うなど抑止対策を強化します。

(2) 産業廃棄物に関する広報・啓発

重点 産業廃棄物の適正処理に関する意識の醸成を図るため、関係機関などと連携して広報・啓発活動を行います。

- ✓ 産業廃棄物協会などと連携して、産業廃棄物の適正処理に関する研修会や講習会を行います。

(3) 産業廃棄物排出事業者の処理責任の徹底

- ✓ 「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 23 年浜松市条例第 44 号）」に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実地確認などについて指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。

(4) 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ✓ 産業廃棄物の多量排出事業者に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく産業廃棄物処理計画の策定とその具現化について指導し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進します。
- ✓ 都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などの技術について意見交換や情報収集を行います。

(5) 産業廃棄物処理施設における紛争の予防

- ✓ 廃棄物処理施設の設置にあたり、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 29 号）」を適正に運用し、より生活環境に配慮された処理施設となるよう促します。

第4章 これからの環境施策の方針

基本政策2に対する指標

指標項目	基準値	目標値
《主要施策①》 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進	基準値・目標値は 今後設定	
資源化率※		
ごみ総排出量※		
一人1日あたりの家庭系ごみの排出量		
《主要施策②》 産業廃棄物対策		
生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の 不法投棄件数		

※ 資源化率：資源物集団回収分、ごみ集積所等での回収分、民間回収分を合わせたリサイクル率

※ ごみ総排出量：もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の総量

基本政策 3 **カーボンニュートラル・脱炭素社会※の実現**

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、事業者・市民・市が一体となって、市域から排出される温室効果ガスを削減します。

あわせて、企業の脱炭素経営を推進することにより市域の経済成長につなげるとともに、脱炭素型ライフスタイルに転換することで、市民の生活の質を向上させます。

主要施策 ① **温室効果ガスの排出削減****(1) 徹底した省エネルギーの推進**

重点 市民・事業者に関わらず、まずは温室効果ガス排出量の見える化を進めます。その上で、施設・設備の運用改善や省エネ設備の導入、「デコ活※」を通じた脱炭素型ライフスタイルへの転換など、徹底した省エネルギーを推進します。

(2) 再生可能エネルギーの最大限の導入

重点 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの最大限の導入を図るとともに、市域で発電した電気の供給・利用を増やすことにより、エネルギー自給率の向上及び再生可能エネルギーの地産地消を推進します。

(3) 新技術・イノベーションの推進

重点 モビリティの電動化や水素・アンモニア技術などの活用、電化・燃料転換の推進、カーボンクレジット※の活用、カーボンニュートラル関連技術の開発やビジネスの創出など、脱炭素につながる新技術・イノベーションを官民連携で推進します。

(4) 二酸化炭素吸収源の確保

重点 FSC®森林認証制度※に基づく持続可能かつ適切な森林管理と生産した木材の地産地消（地域経済循環）を両輪として、二酸化炭素吸収源を確保します。また、森林由来のカーボンクレジットを創出・活用することで、さらなる森林整備・管理などにつなげていきます。

第4章 これからの環境施策の方針

基本政策3 に対する指標

指標項目	基準値	目標値
《主要施策①》温室効果ガスの排出削減	基準値・目標値は 今後設定	
市域からの温室効果ガス排出量		
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量		

- ※ 脱炭素社会：二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにした社会
- ※ デコ活：「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称で、「脱炭素（DE carbonization）」と「エコ（ECO）」を含む「デコ」と「活動・生活」を組み合わせた造語
- ※ カーボンクレジット：温室効果ガスの排出削減量や吸収量を数値化し、クレジットとして認証した上で、国や企業、組織間で取引できる仕組み
- ※ FSC 森林認証制度：森林が適切に管理されていることを第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証する制度

基本政策 4 自然環境との共生

生物の生息・生育場所の保全のため、自然共生サイト※の登録を推進するとともに、生態系や市民生活、農作物への被害が懸念される特定外来生物の防除を推進します。これにより、生物多様性の損失を食い止め、回復させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、2030年までに国土の陸域と海域の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」の達成に貢献します。

主要施策 ① 生物多様性の保全

（1）貴重な動植物の保護

重点 都市の緑地、里地里山、事業者敷地等の自然共生サイトへの登録を進めるとともに、制度の普及啓発に努めます。

- ✓ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」や「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に指定されている種・天然記念物、環境省や静岡県レッドデータブックなどに掲載されている種やその生息・生育地の保全対策の調査・研究を進めます。
- ✓ 「浜松市ギフチョウの保護に関する条例（平成17年浜松市条例第140号）」に基づき、市民とともに保護監視活動や不正な採取などの防止を行います。
- ✓ 「静岡県希少野生動植物保護条例（平成22年静岡県条例第37号）」に基づき実施する県の希少野生動植物の保護施策に関し、積極的に協力します。

（2）生物多様性の普及啓発

重点 市民が生物多様性の大切さを理解し、自発的な行動により地域の生物多様性を支える存在になることを目指し、環境学習会への講師派遣や啓発イベントなどを行い、市民意識の向上に努めます。

- ✓ 市内の自然環境や動植物の生息・生育状況など、市が保有している環境情報について、適切な情報管理のもと、自然観察や環境教育などへの活用を推進します。
- ✓ 身近で地域の生態系を代表する種を対象に、市民参加による生きもの調査を行い、調査を通じて市民の生物多様性保全への理解を深めます。

(3) 野生動植物の適正な管理・防除

- ✓ 農林水産業への鳥獣被害の防止を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」に基づき、野生鳥獣の適正な管理を行います。
- ✓ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）」で指定されている特定外来生物について、生息状況の調査を行い、生物多様性の保全などを目的とした防除・管理対策を進めます。
- ✓ 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されている生物について、終生飼養を市民に呼び掛けるとともに、外来生物被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」の周知・啓発に努めます。

※ 自然共生サイト：国が認定する、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域

主要施策 ②

森林・農地・緑地の保全

(1) 森林の保全

- ✓ FSC 森林認証制度を活用した市産材のブランド化や新たな需要の開拓、森林施業のさらなる推進による適切な森林の整備・保全と持続可能な森林管理を行います。
- ✓ 森林管理を対象とする FM 認証[※]とあわせて、加工・流通・工務店を対象とした CoC 認証[※]事業者の増加を図ることで、市民が自ら選択して FSC 認証製品を購入する意識の向上を図ります。
- ✓ 保安林は、水源かん養や土砂の流出防止など重要な役割を持っているため、県と連携して治山施設の設置と保安林機能の維持・向上を図り、地域の安全性や生活環境を向上します。
- ✓ 森林環境基金を活用して、森林、河川などの自然環境を保全し、森林の有する公益的機能を維持増進するとともに、林業の振興を図ります。
- ✓ 森林ボランティア活動の充実など、多様な主体による森林整備を促進します。

(2) 農地の保全

- ✓ 「農地法（昭和 27 年法律第 229 号）」、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）」等に基づく制度の適正な運用により、優良農地の確保と活用を図ります。
- ✓ ほ場の大規模区画化や集団化を進めるとともに、農地の流動化を促して、農地の有効活用、保全を推進します。
- ✓ 市民農園や体験農園など、農地の有効利用と市民が農業を体験できる場と機会の創出を図ります。
- ✓ 市街化区域内における一定規模以上の農地については、その緑地機能を評価し、生産緑地地区として指定することにより、良好な都市環境を形成します。
- ✓ 雨水浸透貯留機能や生物多様性保全機能などの多面的機能を有する水田などの農地や里山の保全を図ります。

第4章 これからの環境施策の方針

(3) 緑地の保全

- ✓ 市内の自然環境の骨格となる、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖など、みどりの保全を図ります。
- ✓ 豊かな自然環境を活用した公園、歴史的資源を活用した公園、市民が気軽に利用できる公園など、地域特性に応じた公園の整備・充実を図ります。
- ✓ 浜松らしい景観や個性を発揮するみどり、鎮守の森や巨樹・古木など地域の歴史と一体となったみどりを保全します。
- ✓ 動植物の貴重な生息・生育地となっている緑地について、無秩序な開発を防止し、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定などにより環境保全の推進に努めます。
- ✓ 人のくらしとともに育まれてきた身近な自然である里山や農地など、生活に身近なみどりの保全を図ります。

基本政策4 に対する指標

指標項目	基準値	目標値
《主要施策①》 生物多様性の保全	基準値・目標値は 今後設定	
保護地域及び自然共生サイトの面積		
環境保全活動に参加した市民の割合		
《主要施策②》 森林・農地・緑地の保全		
FSC 森林認証面積		
多面的機能支払交付金の面積カバー率		

※ FM（Forest Management）認証：森林が責任をもって管理されているか審査、認証する制度

※ CoC（Chain of Custody）認証：認証林から収穫された認証材が消費者の手に届くまでの加工・流過程を審査、認証する制度

共通政策

政策を支える基盤づくり

環境学習指導者の派遣により、学校・地域・社会など様々な場所における環境学習会の開催を支援し、環境について関心を持ち、環境に配慮した行動をする市民・事業者を増やします。また、市民・市民活動団体・事業者が連携して環境教育に取り組むためのネットワークを拡充し、環境学習の担い手を育成・発掘し、市内の環境教育を活性化します。

浜松市環境影響評価条例及び浜松市環境配慮指針に基づき、環境に影響を与えるおそれのある事業を行う事業者に対して、環境保全の見地から適切な配慮を求めます。

主要施策 ① 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

(1) 学校などにおける環境教育

重点 学校において、発達段階に応じて環境と人間のかかわり方について認識を深め、環境との共生について科学的に考察し、判断する力を育成するよう、分野・対象者別の環境プログラムを提供します。

重点 幼稚園・保育所での浜松版環境学習プログラム「E スイッチプログラム」の活用や、自然とのふれあい体験を重視した取り組みにより、幼児期から自然を大切にする心を育んでいきます。

重点 ごみに関する社会科副読本などを活用することにより、3R^{*}の取り組みを推進します。

(2) 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用

重点 環境教育を継続的に実践・推進するため、環境学習指導者養成講座や環境学習指導者間の交流会の開催などにより、新たな人材を発掘・育成します。

- ✓ 環境学習指導者のスキルアップの機会を設けるとともに、指導者が自主的に企画・運営する環境講座やイベント等の活動を支援します。

(3) 学校などの教職員に対する環境教育の理解促進

- ✓ 学校などにおいて環境教育を推進するため、環境学習プログラム及び ESD^{*}の実証モデルを周知し、教職員の環境教育に関する知識や指導力の向上を図ります。
- ✓ 教職員の活動をサポートする学校外の専門家として、環境学習指導者や静岡県環境学習コーディネーターなど地域の人材情報を積極的に提供します。

(4) 社会など幅広い場における環境教育の推進

- ✓ 環境教育や環境活動など自ら実践する意欲を高めるため、顕著な取り組みに対して表彰する制度の設立を検討します。
- ✓ 協働センターなどにおいて、地域団体やサークルなどを対象に、3R などに関する出前講座を実施するとともに、自治会組織との協働により地域の環境活動を活性化します。
- ✓ 清掃工場における施設見学の受け入れにより、展示や体験を通じた施設の仕組みやごみに関する問題など、環境について学習する場を提供します。

(5) 環境学習プログラム（Eスイッチプログラム）の充実

- ✓ NPO・事業者の技術・専門性を取り入れたプログラムを募集し、Eスイッチプログラムの充実を図ります。
- ✓ 森林環境教育プログラムの普及を図り、市域の約 7 割を占めている森林の有する公益的機能に対する理解・関心を高め、森林の保全につなげていきます。

(6) 各主体との連携

- ✓ 浜松市環境教育推進ネットワーク（はままつ E スイッチ）を中核として、市民・NPO・事業者・学校・行政などあらゆる主体が連携し、情報共有や交流を行う場を提供し、環境教育施策を総合的・体系的に推進します。
- ✓ 事業者と連携し、事業場見学や講演会などの開催により、市民が事業者の実践する環境教育・環境活動を学ぶ機会を提供します。

※ 3R：リデュース（Reduce：物を大切に使い、ごみを減らすこと）、リユース（Reuse：使える物は、繰り返し使うこと）、リサイクル（Recycle：ごみを資源として再び利用すること）の 3 つの R の総称

※ ESD（持続可能な開発のための教育）：現代社会の課題を自らの問題として捉え、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習や活動

主要施策 ② 適正な環境配慮の取り組み

(1) 開発事業の実施に伴う環境配慮

重点 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業を行う事業者に対して、環境保全の見地からより良い事業を行うことを求める「浜松市環境影響評価条例（平成28年浜松市条例第48号）」を運用します。

重点 一定規模以上の開発事業に対して、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境への適切な配慮を求める環境配慮指針を適切に運用します。

共通政策に対する指標

指標項目	基準値	目標値
《主要施策①》 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育	基準値・目標値は 今後設定	
環境学習会に参加した市民の人数		
環境学習指導者養成講座修了者数		

第5章

◆ 計画の推進及び進捗管理 ◆

《第1節》各主体に求められる役割

本計画の推進にあたっては、市民・市民活動団体、事業者、行政の各主体が、環境の現状について正しい認識を持ち、担う役割を理解して、立場に応じた自主的な取組や、各主体の連携による取組を実践することが必要です。

(1) 市民・市民活動関係団体の役割

- ✓ 環境問題を自分事として考え、日常生活において、省エネルギーの徹底やごみの減量など、環境に配慮したライフスタイルを実践することが期待されます。
- ✓ 各々の団体が持つノウハウや知識を生かし、環境保全活動に取り組むことが期待されます。
- ✓ 本市が実施する施策の推進に協力することが期待されます。

(2) 事業者の役割

- ✓ 事業活動において、資源・エネルギーの効率的な利用や、脱炭素化、廃棄物の減量、自然環境への配慮など、環境負荷の低減に取り組むことが期待されます。
- ✓ 環境保全に関するサービスや技術など、新たな価値を創造することが期待されます。
- ✓ 本市が実施する施策の推進に協力することが期待されます。

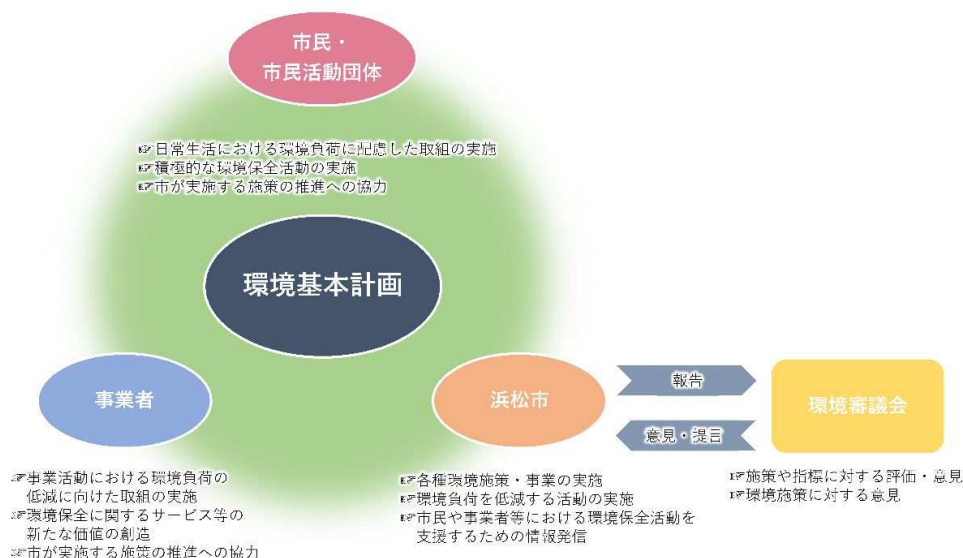
(3) 市の役割

- ✓ 本計画に定める目標の達成に向けて、各種施策を推進します。
- ✓ 市民や事業者の模範となるよう、市有施設等の脱炭素化や環境に配慮した物品の調達など、環境負荷を低減する活動に率先して取り組みます。
- ✓ 各主体の環境保全活動を支援するため、環境行政の取り組みを積極的に情報発信します。

《第2節》計画の推進体制と進捗管理

本計画の進捗管理については、定期的に施策の実施状況や指標の達成状況を把握するとともに、本市の附属機関である環境審議会へ報告・意見聴取を行い、計画的な施策展開を図ります。また、進捗状況は、本市のホームページ等にて公表し、情報共有を図ります。

《図表3 第3次浜松市環境基本計画の推進体制》



第3次浜松市環境基本計画（案）

発 行	浜松市環境部環境政策課 電話 053-453-6146 FAX050-3606-4345
E-Mail	kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp
発行年月	令和6年11月

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第3次浜松市環境基本計画(案)
意見募集期間	令和6年11月15日(金)～令和6年12月16日(月)
意見欄	

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 環境政策課あて

住所 : 〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1-10

FAX : 050-3606-4345

E-mail : kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

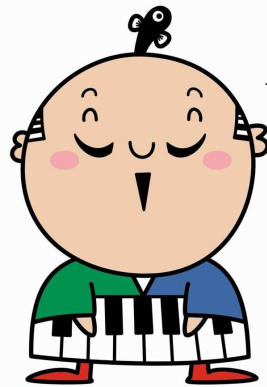
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見
お待ちして
おるのじゃ！

©浜松市